

## 第1章

人と環境にやさしく、  
健康で安心して暮らせる  
まちづくり

## 第1節 安心して暮らせるまちづくり

## 節の構成

## 施策 1 防災・危機管理

- 1 平時における防災・減災対策の充実
- 2 災害発生時の対応体制の整備
- 3 地域防災力の強化
- 4 危機管理対策の推進

## 施策 2 地域の安全

- 1 交通安全施設の整備推進
- 2 犯罪や交通事故の起きにくいまちづくり
- 3 市民の防犯・交通安全意識の向上



## 協働の取組方針

- ▼自主防災会活動や消防団、自主防犯活動や子ども110番の家、青パトや通学路立ち番等の交通安全活動等について、行政や関係機関との協働により活動の充実・継続を図り、地域の安全性向上をめざします。
- ▼大規模災害の発生時における市・消防・警察・学校・地域・事業所等の役割を共有するとともに、それぞれの場面での協働・連携の想定や事前の訓練実施等により、地域の防災力向上をめざします。

第1節 安心して暮らせるまちづくり

施策 1 防災・危機管理

現状と課題

- 南海トラフを震源とする巨大地震の発生確率が高くなっています。本市においても公共施設の耐震化、緊急時の情報伝達手段の整備、防災倉庫の整備や資機材の配備を順次行っていますが、今後も引き続きこれらを推進することが必要となっています。
- 本市では、すべての地域において自主防災会が組織され、本市全体での自主防災会連絡協議会も設立されていますが、近年地震や風水害といった災害が多発する中、地域における防災の備えが、より求められています。市と町内会などの関係団体や地域住民との連携や情報共有を強化するとともに地域の防災力を高める必要があります。
- 本市としては、南海トラフ巨大地震を想定した被害想定に基づく知立市地域防災計画の修正、大規模災害発生直後に応急・復旧対策を円滑に実施するための体制づくりが必要となっています。また、防災講話等の開催、防災マップ配布だけでなく、多様な手段により、市民各層の防災意識の向上を図るための取組を継続的に行う必要があります。
- 建築物の耐震化に関しては、知立市耐震改修促進計画に基づき、耐震化への啓発、住宅の耐震診断及び耐震改修に対する支援等を行っていますが、耐震化は計画通りには進んでいません。建築物の耐震化は市民の生命を守るためには不可欠であることから、耐震化の重要性や支援制度の周知・普及等により耐震化率の向上を図るとともに、耐震シェルターの設置等、比較的安価で行える対策等、多角的な対策の普及も必要となっています。
- 台風や局地的な豪雨による浸水被害により生命や財産への被害も懸念されることから、河川の改修や適切な維持管理、また、雨水対策等により市街地全体の治水力を強化する必要があります。特に、新たな開発においては、雨水貯留施設の設置を促進するなど、民間事業者との協働による対策の推進が必要となっています。
- 橋梁に関しては、主要な道路を中心に耐震補強を実施しました。今後機能保全として橋梁長寿命化については、財政状況を勘案しながら実施方法を検討する必要があります。
- 地震や台風等の自然災害だけでなく、大規模な事故・事件、感染症や武力攻撃事態等、危機事象が多様化する中、市民の生命・身体・財産を守るための体制強化や、行政への被害も想定した危機管理対策が必要となっています。本市においても、地域防災計画や国民保護計画を策定していますが、行政への被害を想定した計画の見直しが必要となっています。

災害時相互応援協定を締結している自治体

自治体名	長野県伊那市	福井県鯖江市	富山県魚津市	岐阜県下呂市	石川県能美市	滋賀県栗東市
人口	67,876人	69,296人	41,833人	32,123人	50,269人	69,999人
市域面積	667.93 km <sup>2</sup>	84.59 km <sup>2</sup>	200.61 km <sup>2</sup>	851.21 km <sup>2</sup>	84.14 km <sup>2</sup>	52.69 km <sup>2</sup>
締結年月日	1995.5.15	2013.1.31	2013.2.7	2013.11.20	2014.1.30	2014.2.4
本市との距離	約170 km	約180 km	約300 km	約140 km	約260 km	約130 km

2019年9月1日現在



災害に強いまちづくりを進めるとともに、市民一人ひとりが自ら命を守る防災・減災の取組を日頃から実行し、安心できるまちになっています。あらゆる危機に対応するための備えがあり、市民の生命・身体・財産が守られています。

## 施策の内容

### 1 平時における防災・減災対策の充実

- 道路・橋梁などの公共施設について、機能保全として橋梁の長寿命化を推進します。また、防火水槽の耐震改修等により地域の防災施設の充実を図ります。
- 河川の改修や維持管理により、台風などの豪雨時における河川氾濫の危険性を低減させるとともに、市街地内の保水能力の向上等も含めた総合的な治水対策を実施します。
- 本市ホームページにおける防災情報の充実、防災マップの配布、地域における防災講話の実施等を行うことにより、市民の防災意識の向上を図ります。また、住宅の耐震診断や耐震改修、家具の転倒防止や非常持出袋の常備など、家庭でできる防災対策の普及を図ります。

### 2 災害発生時の対応体制の整備

- 大規模災害発生直後の円滑な対応のため、各部門における初動対応計画の充実を図ります。また、災害時相互応援協定市との連携強化を図り、支援・受援体制を構築します。
- 災害時の通信確保のための衛星電話や無線設備の整備、地域メディアとの連携強化等により、市民や関係機関との情報伝達・収集の手段の充実を図ります。
- 地域や小中学校と協力しながら、大規模災害発生時に円滑に避難所運営できる体制づくりを促進します。福祉避難所運営に係る課題を整理するとともに、関係機関と連携、支援を受けて要支援者体制の構築を図ります。また、地域や事業所と連携しながら、帰宅困難者対策を促進します。

### 3 地域防災力の強化

- 学校や地域における子どもたちへの防災教育の充実、避難所運営訓練をはじめとする防災活動への子どもたちや女性参画の推進、自主防災組織の活動支援、防災リーダーや防災士などの人材育成、学校や地域が連携して取り組むための顔の見える関係づくりの推進等を通じて、地域の防災体制の強化・充実を促進します。
- 大規模災害発生時には、消防団は地域防災の中核として不可欠であるため、引き続き消防団の装備改善などを通じて地域防災力の充実強化を図ります。

### 4 危機管理対策の推進

- 市役所内には、現在危機管理に関する専門部局を設置しており、市役所内の危機管理意識の向上を進めているところですが、引き続き平時から有事に備えた総合的な危機管理対策を進めていきます。
- 有事の発生時に、有事対応をしながら通常の行政運営の復旧・継続を円滑に行うため、被害想定を適切に行った上での全庁的な体制・計画づくりを行います。

関連する個別計画等	知立市地域防災計画 …………… (毎年度修正)
	知立市耐震改修促進計画 2014 …………… (2014年度～2020年度)

施策

# 2 地域の安全

## 現状と課題

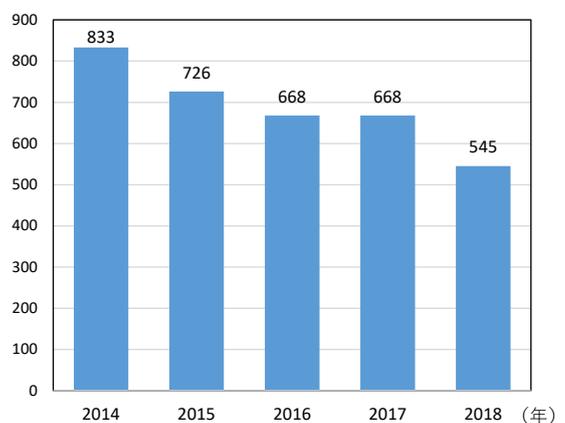
- 愛知県の交通事故は、近年、人身事故、死傷者数ともに減少しているものの、物損事故を含めた発生件数は増加傾向にあり年間 2,800 件近く発生しています。最近の特徴としては、高齢ドライバーの事故の増加で、操作誤りや認知機能の衰えによる高齢者特有の交通事故が問題となっています。また、園児、児童が巻き込まれる悲惨な交通事故の発生から、園外活動で使う道路や通学路について、警察を含めた行政関係者による交通安全点検が求められています。
- 交通事故防止に対する自治体の主な役割として、道路及び交通環境の安全性向上、交通安全思想の普及が求められています。特に道路環境の安全性向上については、地域の要望等を反映させながら、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の設置をしており、事故防止に大きく貢献していますが、今後は交通規制等とも連動させながら、事故多発地点等へのより重点的な対応が必要となっています。また、交通安全思想の普及については、警察と連携して各世代の交通事故類型に応じた啓発活動や講座を、各地域で積極的に行っていくことが必要です。
- 防犯については、犯罪発生件数は年々減少傾向にあります。人口に対する犯罪発生件数の割合は県下でも高く推移しています。本市では、自転車盗や自動車部品盗など乗物関連盗が多く、また、不審者情報も入ることから、防犯カメラの普及や、地域による自主防犯パトロール等地域の目による見守りが必要となっています。今後、自治体の役割として防犯に配慮したまちづくりの推進、自主防犯活動の支援、防犯に関する情報共有と人材育成等が求められており、行政と地域が連携して防犯体制をより強化していくことが求められています。
- 全国的に増加傾向にある空家は、本市においても同様であり、既存の住宅・建築物の老朽化、住宅ニーズの変化等に伴い適切な管理が行われていない状態で放置されることにより、倒壊の危険や治安の悪化など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

市内の交通事故発生件数及び死傷者数の推移



資料：安城警察署

市内の犯罪発生件数の推移



資料：安城警察署

## 施策がめざす 将来の姿

市民が率先して交通ルールやマナーを守り、交通事故の少ない安全なまちになっています。  
地域のコミュニティや防犯活動が効果を発揮し、犯罪が少なく、誰もが安心して暮らせるまちになっています。

## 施策の内容

### 1 交通安全施設の整備推進

- 生活道路において、交通事故が多発する危険箇所を中心に、カーブミラー、ガードレールの設置等、交通安全施設の整備を推進します。また、警察と協議しながら、速度規制や一方通行等の交通規制及び路面標示により、自動車の速度を減速させるための対策を地域からの要望に応じて推進します。

### 2 犯罪や交通事故の起きにくいまちづくり

- 交通事故危険箇所について、道路管理者や警察と連携し、集中的な事故抑止対策を推進します。国道・県道においては、国や県と協力しながら対策を講じます。
- 子どもの多い住宅地や通学路に関しては、路線やゾーンとして集中的に交通安全対策を実施します。また高齢者や障がい者等の安全に配慮した歩行空間の整備を図ります。
- 防犯灯設置、駐車場や駐輪場等への防犯カメラの設置の推進により、死角の減少と見通しを確保することで、犯罪の起きにくいまちづくりを促進します。特に市街地整備や宅地開発に際しては、防犯性に配慮したまちづくりや、空き巣等の不審者が侵入しにくい住宅づくりを目指します。
- 市街地内の空地・空家は、危険性・防犯性の問題も大きいことから、適正な管理の必要性を地主や家主に促すとともに、空地・空家等の発生抑制を目的とした取組を実施します。
- 地域との協働により、「子ども110番の家」の増加を促すとともに、その位置や役割についての広報・周知を強化します。

### 3 市民の防犯・交通安全意識の向上

- 地域における交通安全教室や啓発イベントの実施等を通じて、市民一人ひとりの交通安全意識と交通安全マナーの向上を図ります。高齢ドライバーに対しては、自動車運転免許証の自主返納を促し、事故防止のための対策を講じます。
- 地域の防犯パトロール等の防犯活動を促進するとともに、地域の防犯力向上のため、地域のあいさつ運動や一戸一灯運動の実施を推奨します。
- 交通安全や防犯に関する情報発信を充実させるとともに、地域の交通安全活動や防犯活動を担う人材育成を促進します。

関連する  
個別計画等

知立市空家等対策計画 ..... (2018年度～2027年度)



## 第1章

人と環境にやさしく、  
健康で安心して暮らせる  
まちづくり

## 第2節 人にやさしいまちづくり

## 節の構成

## 施策 1 地域福祉

- 1 福祉意識の向上の促進
- 2 地域の助け合いの仕組みづくり
- 3 地域における交流の場、居場所づくりの促進
- 4 権利擁護と虐待防止
- 5 ユニバーサルデザインの推進

## 施策 2 障がい者福祉

- 1 障がい者福祉サービスの充実
- 2 障がい者の自立や社会参加の支援
- 3 ボランティア活動支援の充実
- 4 障がい児支援の充実

## 施策 3 生活自立支援

- 1 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の周知と適切な運用
- 2 生活自立支援の充実
- 3 自立に向けた支援ネットワークの整備



## 協働の取組方針

- ▼基本的な福祉ニーズに対しては公的なサービス（公助）で対応するとともに、これに加えて地域における支え合い（共助）を拡大し、これらが両輪となって機能することをめざします。
- ▼社会福祉協議会と協力し、市民活動グループ、NPO、ボランティア、事業所、学校などの様々な主体の連携・補完体制の構築により、地域福祉の支え合いの力の強化をめざします。

## 第2節 人にやさしいまちづくり

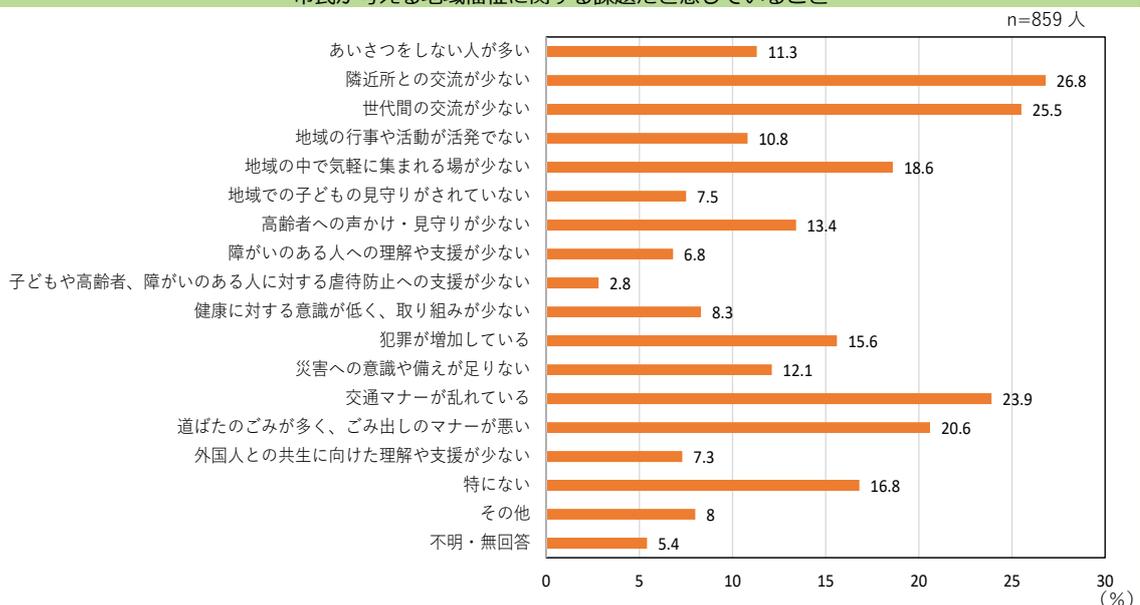
施策

## 1 地域福祉

## 現状と課題

- 少子高齢化や世帯の小規模化が進行する中で、家族だけで介護や育児を行うことが難しくなっていると同時に、生活様式の多様化や個人主義のひろがりなどにより地域社会における「つながり」が薄れています。誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けるためには、地域のつながりを深め、支え合い、助け合える地域をつくっていく必要があります。
- 高齢者や障がい者の生活支援だけでなく、高齢者・障がい者・児童等に対する虐待や家庭内暴力、認知症、ひきこもりなど新たな課題が生まれています。行政による支援だけでなく、身近な地域においても対応していくことが求められています。そのため本市では、町内会を中心に地区社会福祉協議会の設立を進めており、2019年9月現在、7地区に設置され、地域での取組が始まっています。今後は市内全域で地区社会福祉協議会を中心とした地域福祉の仕組みづくりが求められています。また、地域の助け合い・支え合いの仕組みをつくりつつ、その活動を充実するため、担い手となる人材の発掘・育成や地域福祉活動団体の支援が必要となっています。
- 東日本大震災以降地域における防災力の強化は大きな課題となっており、様々な理由により逃げるのが難しい高齢者や障がい者、日本語力や災害に関する知識が少ない外国人等いわゆる災害時要配慮者と呼ばれる人を守るための地域内での仕組みづくりが求められています。
- ユニバーサルデザイン重点整備地区に指定された知立駅周辺地区と同じように、その他の地区の歩行空間や公共的な空間についてもユニバーサルデザインを推進することが求められています。

市民が考える地域福祉に関する課題だと感じていること



## 施策がめざす 将来の姿

地域において助け合う関係が構築されており、誰もが地域の一員として安心していきいきと生活しています。ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりが行われており、子どもや高齢者、障がい者をはじめ、誰もが生活しやすいまちになっています。

## 施策の内容

### 1 福祉意識の向上の促進

- 地域福祉の意識を育むため、広報紙やホームページ、講演会などを通じて、地域福祉の理念や地域福祉活動の重要性についての啓発を充実します。
- 地域コミュニティの中心的な団体等への啓発を充実します。
- 子どもの頃から生涯にわたって地域福祉の意識が育まれるよう、小学校における福祉実践教室の開催など、教育機関や生涯学習の場における福祉教育を充実します。

### 2 地域の助け合いの仕組みづくり

- みんなで支え合う地域をつくるため、地区社会福祉協議会を中心として、町内会や民生・児童委員などとともに、地域における支え合いのネットワーク化と活動主体への支援を行います。
- 地域の助け合い・支え合いの活動に参加する担い手を発掘するとともに、地域福祉活動を充実するため、社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手やボランティア活動団体の育成・支援を行います。
- 災害時における災害時要配慮者の把握を進め、支援体制を構築します。また、外国人市民も災害時に支援者として活躍できるよう、意識啓発や訓練を行います。

### 3 地域における交流の場、居場所づくりの促進

- 地域におけるつながりをつくるため、ボランティア団体等による子ども、高齢者、障がい者、外国人など世代や国籍を超えた地域住民の交流や憩いの場の提供を推進します。

### 4 権利擁護と虐待防止

- 高齢者、障がい者及び支援を必要とする市民の権利や財産等を守るため、成年後見センターを設置するとともに、制度、利用方法等の周知を進めます。
- 誰もが安心して生活できるよう、民生・児童委員や地域組織などと連携して、高齢者、児童、障がい者に対する虐待防止、早期発見、再発防止等が行える体制を築きます。

### 5 ユニバーサルデザインの推進

- 年齢、性別、国籍の違いや、障がいの有無などを問わず、誰もが生活しやすいまちをめざし、歩行空間及び公共施設などの整備や改修改善の際には、知立市ユニバーサルデザイン基本計画に基づいた整備と点検・修繕を行います。また、多くの人々が利用する民間施設においても、ユニバーサルデザインに基づく施設改善が進むよう啓発に努めます。

関連する  
個別計画等

知立市地域福祉計画 ..... (2017年度～2021年度)  
知立市ユニバーサルデザイン基本計画 ..... (2019年度～2028年度)

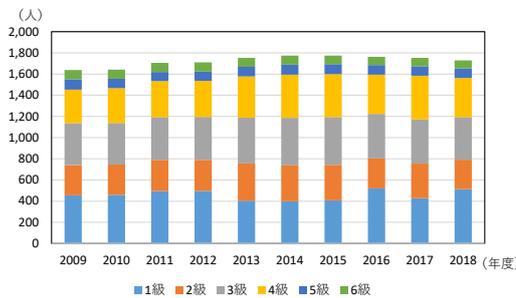
第2節 人にやさしいまちづくり

施策 2 障がい者福祉

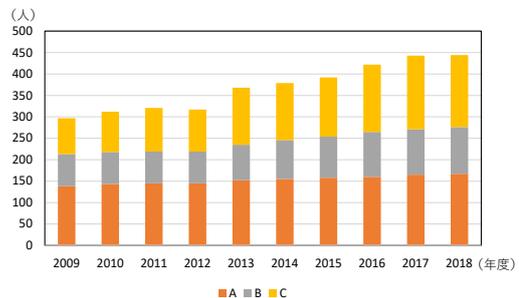
現状と課題

- 国では、人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざして 2011 年に障害者基本法が改正されるとともに、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、2013 年から障害者自立支援法が障害者総合支援法に改められました。また、障害者差別解消法や障害者虐待防止法が制定されるなど、障がい者の権利を守るための法整備が進められています。
- 本市には 2019 年 3 月末現在、心身の状態に応じた障害者手帳を所持している市民が延べ 2,689 人、人口の約 3.7% となっており、10 年前と比較して身体障害者手帳所持者で 10.5% 増、療育手帳所持者で 51.0% 増、精神障害者保健福祉手帳で 129.3% 増と、いずれも近年急激に増加しています。
- 本市においても障がいの有無に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し、自分らしく暮らし続けられる地域社会、支え合う共生社会の実現に向けて環境を整えていく必要があります。
- 障がい福祉サービスを実施する事業所にあっては、就労を支援する事業所は増加しているものの、充分であるとはいえません。また、居宅生活を支援する事業所や入所施設についても、十分に確保できていない状況であり、障がい福祉サービスの充実が求められています。
- 障がい者の高齢化が進んでいるとともに、介護する家族の高齢化やその負担についても課題となっており親亡き後の問題が深刻となっています。本市では、2016 年度に成年後見センターを設置して相談に応じています。
- 虐待防止については障がい者虐待防止センターを設置して取り組んでいます。
- 各種制度や事業の周知と充実、障がい者の介護を地域で支える体制の充実が重要です。

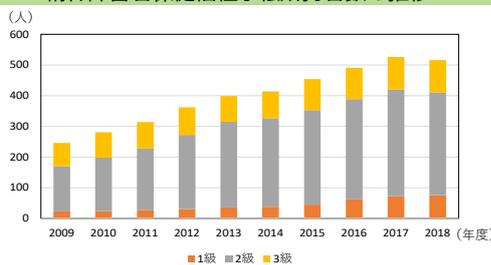
身体障害（児）者手帳所持者数の推移



知的障害（児）者療育手帳所持者数の推移



精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



各年度末現在



## 施策の内容

### 1 障がい者福祉サービスの充実

- 障がい者福祉サービスの情報が必要な方に的確に届くよう、障がい者福祉施策の周知に努めます。
- 障がいに対する様々な相談に対応できるよう相談支援体制の充実を図るとともに、地域自立支援協議会をはじめ関係機関との連携を強化し、適切な相談支援を実施します。
- より身近な場所で障がい福祉サービスが受けられるよう、市内外の事業所などと連携して計画的な事業所の設置について調整を図り、障がい福祉サービスの充実に努めます。

### 2 障がい者の自立や社会参加の支援

- 障がい者の権利や財産を守るため、成年後見センターの運営とその周知に努めるとともに、虐待防止やその早期発見と迅速な対応に努めます。
- 手話通訳者や要約筆記者の派遣、障がい者がスポーツや文化活動に親しめる機会の創出支援等、障がい者の外出や社会参加を支援する施策の充実に努めます。
- 各種関係機関や市内の就労支援施設と連携し、障がい者の就労に必要な訓練等の支援や、ジョブコーチの活用等、障がい者の就労の開拓、定着を支援します。

### 3 ボランティア活動支援の充実

- 障がい者の日常的な生活や社会参画に対する身近な支援が活性化するよう、ボランティア活動の担い手育成・活動支援を充実します。

### 4 障がい児支援の充実

- 市内小中学校と連携し、障がい児の保護者等に対して、障がい児施策についての周知に努めます。
- 地域自立支援協議会と連携し、成長に合わせた障がい児支援の体制を充実します。

関連する 個別計画等	知立市障がい者計画	.....	(2015年度～2020年度)
	知立市障がい福祉計画	.....	(2018年度～2020年度)

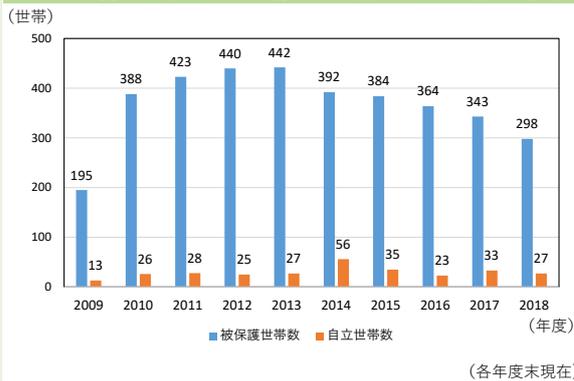
第2節 人にやさしいまちづくり

施策 3 生活自立支援

現状と課題

- 全国的に、世界同時不況のあった2009年から2010年にかけて急激に生活保護受給者が増加しましたが、2015年3月をピークに減少傾向が続いています。生活保護受給世帯の傾向としては、社会全体の高齢化の進展から高齢者世帯の増加が続いており、それ以外の世帯は雇用情勢の改善から減少傾向となっています。また、生活保護に至らないまでも生活困窮状態になっている人（生活保護受給者以外の生活困窮者）も同様の傾向と推測されます。
- 本市における生活保護受給世帯は、2013年度をピークに減少傾向となっており、世帯主が稼働年齢にある世帯の割合は減少していますが、高齢者世帯は横ばいから微増傾向であり、2018年度末現在、約0.5%の市民が生活保護を受給しています。
- 国は、生活保護法を一部改正し、自立に向けた就労支援や新たな給付制度を創設するとともに、保護の不正・不適正受給対策を強化する措置などを講じました。また、生活困窮者自立支援法を制定し、これまで「制度の間」に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者の「第2のセーフティネット」として、2015年4月に施行されました。このような中で、保護や支援が必要な人が的確に制度を利用できるよう、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の周知と生活困窮者の的確な把握が求められています。特に稼働年齢層の生活困窮者が増加していることから、就労支援の充実を図る必要があります。
- 生活困窮者は経済的な困窮だけではなく、学校や職場、地域といったコミュニティの中で社会的に孤立している人が多いとともに、複合的な課題を抱えている人が多いと言われています。こうした生活困窮者を支援していくために、庁内体制及び地域や関係機関との連携体制を構築していくことが重要です。

被生活保護世帯及び生活保護から自立した世帯数の推移



人口に対する被保護人員及び保護率の推移



## 施策がめざす 将来の姿

生活困窮状態にあっても、生活や就労に関する相談や助言などの支援と適正な経済的援助を受けて生活できています。また、生活困窮状態から早期に脱却するための支援を受けています。

## 施策の内容

### 1 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の周知と適切な運用

- 生活保護法の改正に伴う新しい給付制度や支援制度、生活困窮者自立支援制度の内容が、生活保護や生活困窮者支援が必要な世帯に届くよう、制度の周知に努めます。
- 民生・児童委員等と連携して、生活保護や生活困窮者支援が必要な世帯の的確な把握に努めます。
- 生活保護法及び生活困窮者自立支援法に基づき、生活の安定と経済的な自立に向けた生活保護制度、生活困窮者自立支援制度の適切な実施に努めます。

### 2 生活自立支援の充実

- 困窮状態から脱却できるよう、また、働くことができる生活困窮者が就労して安定した生活を送れるよう、状況に応じた相談支援や計画づくりを行うための相談支援体制を構築します。
- 就労に必要な訓練や生活困窮家庭の子どもへの学習支援など自立に向けて必要な支援を行います。

### 3 自立に向けた支援ネットワークの整備

- 複合的な課題を抱えた生活困窮者に対応するため、庁内の横断的な対応体制を構築します。
- 生活困窮者の自立に向けた支援を行うため、社会福祉協議会や公共職業安定所や民間団体などと支援ネットワークをつくるとともに、地域や民間事業者などと連携して、働く場や参加する場づくりに努めます。



## 第1章

人と環境にやさしく、  
健康で安心して暮らせる  
まちづくり

## 第3節 健康で暮らせるまちづくり

## 節の構成

## 施策 1 高齢者福祉・介護

- 1 介護サービスの円滑・適正な運営
- 2 地域包括ケアの推進
- 3 介護予防対策の充実
- 4 認知症高齢者対策の推進
- 5 高齢者の社会参加、生きがいづくり活動の推進

## 施策 2 健康保険・地域医療

- 1 国民健康保険の安定的な運営
- 2 地域医療体制の構築
- 3 各種医療費助成制度の適切な運営

## 施策 3 保健・健康づくり

- 1 生活習慣改善の支援
- 2 疾病の発症及び重症化予防対策の充実
- 3 社会で支える健康づくりの推進
- 4 食育の推進
- 5 こころの健康づくりの推進



## 協働の取組方針

- ▼地域の支え合いだけでなく、公的サービスの効果的な活用のためにも、医療機関や介護サービス事業者、地域コミュニティ等とのより一層の協働・連携をめざします。
- ▼学校・地域・企業において工夫して実施している健康づくり活動の推進や優良事例の情報共有等をめざします。
- ▼高齢者の見守りとともに、健康づくり、介護予防、認知症高齢者見守り、介護家族支援などにおいて、行政と介護サービス事業者、医療機関、地域コミュニティ、学校、企業等の活動との連携の充実をめざします。

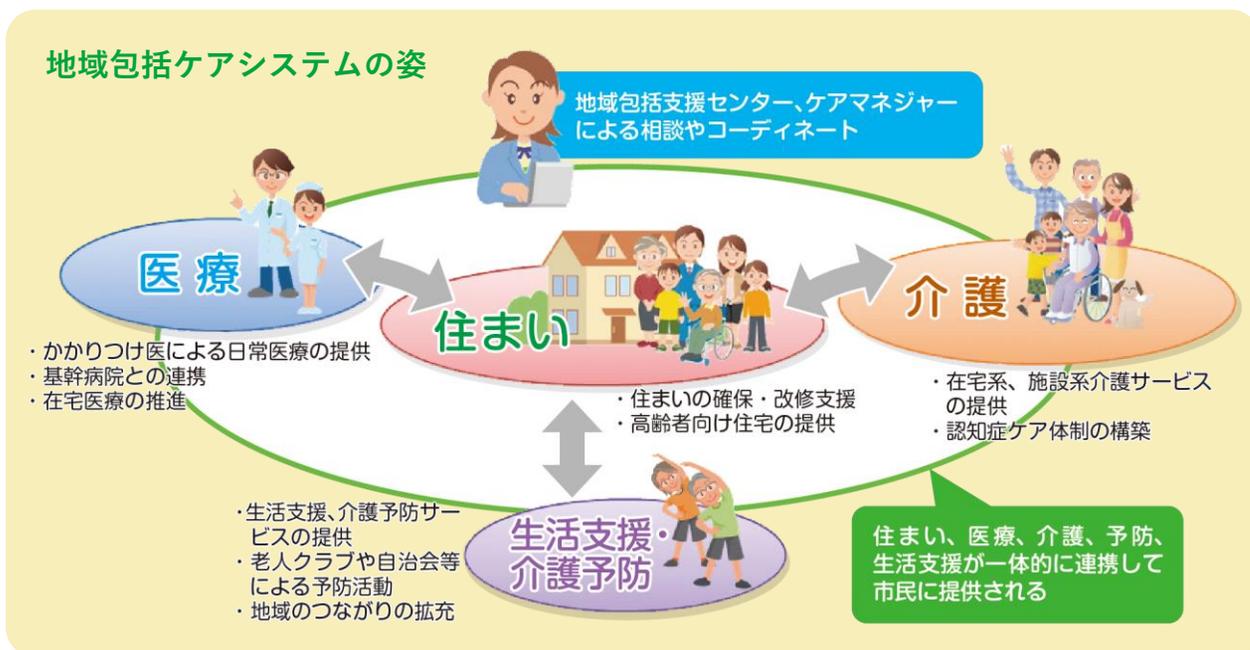
第3節 健康で暮らせるまちづくり

1 高齢者福祉・介護

施策

現状と課題

- 本市の65歳以上の高齢化率は、2000年の国勢調査では11.7%であったのが2015年には19.4%となりました。全国に比べるとまだ低いものの、今後も引き続き高齢者人口が増加するとともに、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯、認知症高齢者の大幅な増加が予測されています。
- 国においては、介護保険制度が2015年度から改正され、その中で、要支援者に対する予防給付（訪問介護・通所介護）が市町村の取り組む地域支援事業（「新しい総合事業」という）に移行されていることから、利用者のニーズにあった多様なサービスの提供を行うための体制をさらに充実させていくことが求められます。
- 本市においては、2012年度の介護保険法一部改正で提起された「地域で暮らす高齢者の自立を支援し、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの体制づくり」について「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」により推進しています。
- 高齢者が安心して生活していくためには、自助、互助を含め地域全体で支え合っていくことが必要であり、今後も、高齢者を総合的に支援する体制・仕組みを整備するとともに、地域住民が相互に支え合う仕組みを構築していくことが求められています。
- 国においては、認知症施策推進大綱を策定し、認知症高齢者及び家族への支援対策を推進しており、地域支援体制・介護体制の充実、認知症予防・権利擁護の推進が求められています。





地域全体で支え合う体制が整うとともに、必要な介護サービスが提供されており、介護や支援が必要となっても、高齢者が住みなれた地域で安心して生活しています。

## 施策の内容

### 1 介護サービスの円滑・適正な運営

- 介護保険事業を円滑・適正に運営するために、利用者等に対する制度の周知に努めるとともに、ケアプランの点検などの介護給付の適正化等を図ります。
- 適切なサービスを提供するとともに、介護サービスの質を向上させるために、関係機関の連携強化を図り、情報共有に努めます。
- 在宅で生活する方や家族介護者を支援するため、充実した在宅福祉サービスを提供するとともに、サービスの周知、利用促進に努めます。

### 2 地域包括ケアの推進

- 要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを、地域や各種関係機関と連携し構築します。
- 地域ケア会議の運営強化を図ります。

### 3 介護予防対策の充実

- 地域の交流の場となる高齢者サロンの活動支援と参加を促すための周知に努めます。
- 支援や介護を要する状態になるおそれのある高齢者に対し、自立した生活が送れるよう、要支援・要介護状態への進行を防止するための健康づくりや介護予防事業の充実を図ります。また、高齢者に参加を促すための周知に努めます。
- 「新しい総合事業」への対応として、訪問介護・通所介護の多様なメニューの提供に努めます。

### 4 認知症高齢者対策の推進

- 認知症に対する市民の理解を深めるため、認知症について周知を図ります。
- 認知症高齢者を地域で見守り支援する認知症サポーターを養成するとともに、認知症サポーターを活用した地域全体の見守り体制を整備します。また、徘徊者の早期発見のため、近隣自治体との広域ネットワークを構築します。
- 家族介護者の心身の負担を軽減するため、家族介護者教室や認知症家族の交流会の開催及び内容の充実など家族介護者支援に努めます。
- 認知症に早期に対応するため、相談支援体制の充実に努めます。

### 5 ユニバーサルデザインの推進

- 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを進めるため、老人クラブや地域における健康づくり活動の支援を行うとともに、生涯学習・健康・スポーツに関する講座等を充実します。
- 元気な高齢者の力を活用して、高齢者の見守り事業や生活支援事業等を行う仕組みづくりを推進します。
- 高齢者の職業経験や技能を地域資源として活用するとともに、高齢者の生きがいの場とするため、シルバー人材センターの活動支援や、ハローワークなど関係機関との連携による就労の機会づくりを進めます。

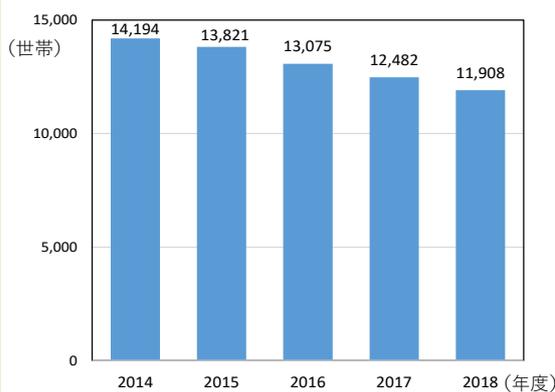
第3節 健康で暮らせるまちづくり

施策 2 健康保険・地域医療

現状と課題

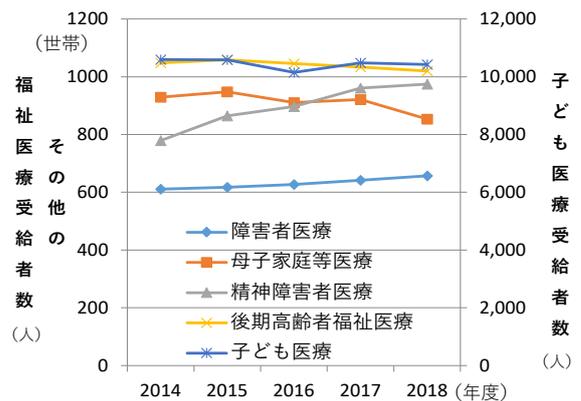
- 国民健康保険は国民皆保険制度を支える医療保険制度であり、市民の健康を維持する上で重要な役割を担っています。本市における被保険者数は2006年度をピークに減少に転じ、2019年3月末現在で11,908人です。制度創設当初の被保険者の多くは自営業者や農林水産関係者であったのに対し、現在は退職後の年金生活者や失業者、非正規雇用労働者の加入が多く、60歳以上が約半数を占めていることから、財政基盤が不安定な状況と言えます。さらに医療技術の高度化などにより医療費は年々増加しており、非常に厳しい運営状況となっていることから、財政安定化に向けた取組が求められています。
- 2018年度に国民健康保険制度の県域化が実施され、国レベルで国民健康保険制度の大きな変革がされました。現時点では、県の標準保険税率と本市の保険税率との間に乖離があるため、今後は収率率の向上、健康づくりや重症化予防などの医療費適正化の取組を行い、この乖離を解消することが求められます。
- 福祉医療助成制度は子ども（中学3年生まで）、母子、父子家庭、心身や精神に障がいのある人や高齢者の一人暮らしの人などが安心して医療が受けられるよう自己負担分を助成するものです。少子化の影響で子ども医療受給者数はわずかながら減少していますが、障害者医療及び精神障害者医療受給者数は増加傾向にあり、財政面からも課題となっています。
- 本市においては、近隣自治体との連携により、地域医療ネットワークシステムを運用しています。刈谷豊田総合病院と市内の医療機関をインターネットを通じてオンライン化することにより紹介時の診療予約、検査予約の効率化や診療情報の共有化を行い受診者の利便性の向上と医療の充実を図っています。また、医師会や歯科医師会と連携し、休日夜間などの診療を輪番制により実施しています。さらに、第2次救急医療機関の運営を支援するための負担金を支出しています。
- 市民がより安心して救急医療が受けられるよう、高度な医療設備や専門性のある技術をもった地域の中核病院と、身近にある地域のかかりつけ医が役割を分担しお互いの長所を活かして連携するネットワークが必要です。

国民健康保険被保険者数の推移



各年度末現在

福祉医療受給者数の推移



各年度末現在



国民皆保険を支える医療制度として国民健康保険が安定的に運営されていることにより、誰もが住み慣れた地域で安心して医療が受けられています。救急医療を含め、市民が安心して医療を受けられる地域医療体制が整備されています。

## 施策の内容

### 1 国民健康保険の安定的な運営

- 市民が健康に生活できるよう、特定健診及び保健指導をはじめとした保健事業の推進を図るとともに、健康に関する正しい知識を普及します。
- レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の利用促進、重複・頻回受診の適正受診指導を通じて医療費の適正化を図り、適正給付に努めます。
- 国民健康保険制度の安定的で健全な財政運営を図るため、口座振替の推進など納付しやすい徴収体制の充実を図り、収納率の向上に努めます。

### 2 地域医療体制の構築

- 中核病院と市内医院、診療所との病診連携を充実させるため、かかりつけ医の必要性の啓発を図り、かかりつけ医の定着化を推進します。
- 市民が安心して救急医療を受けられるよう、医師会や歯科医師会などと連携し、休日夜間などの医療体制の充実を図るとともに、その情報をわかりやすく提供します。

### 3 各種医療費助成制度の適切な運営

- 誰もが安心して医療が受けられるよう、各種医療費助成の周知に努めます。
- 県補助制度や他の福祉制度の動きとの調整を行いながら、各種医療費助成制度が維持できるよう、適切な運用に努めます。

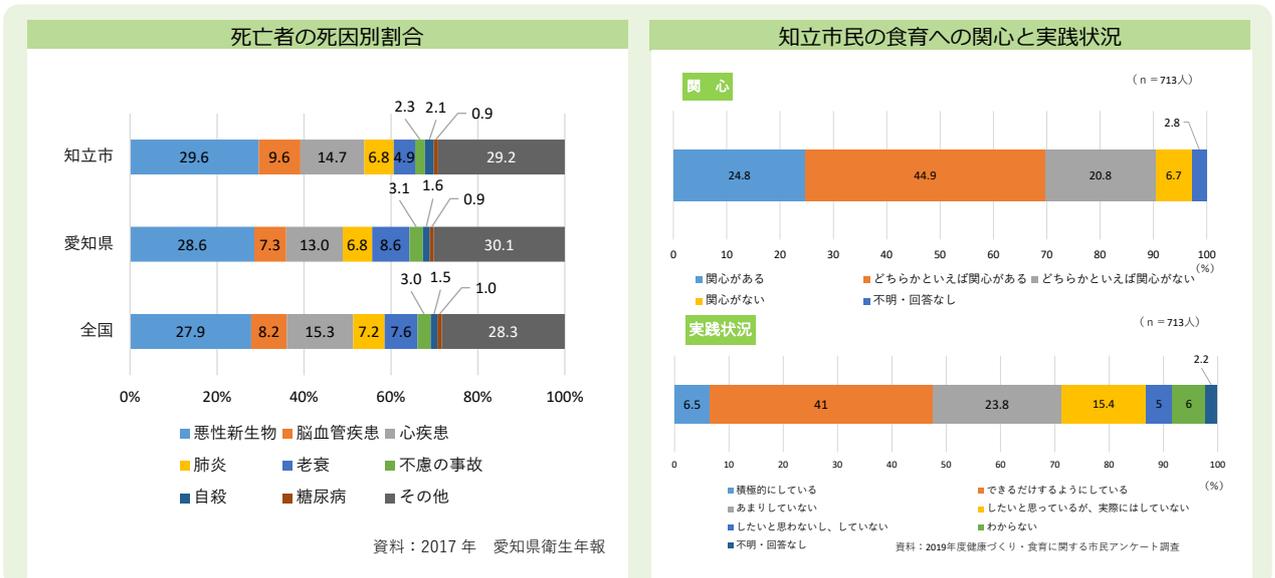
関連する 個別計画等	第2期知立市国民健康保険データヘルス計画	.....	(2018年度～2023年度)
	第3期知立市特定健康診査・特定保健指導実施計画	.....	(2018年度～2023年度)
	第2次健康知立ともだち21計画	.....	(2015年度～2024年度)
	第2期知立市子ども・子育て支援事業計画	.....	(2020年度～2024年度)

第3節 健康で暮らせるまちづくり

施策 3 保健・健康づくり

現状と課題

- 2019年度に実施した健康づくり・食育に関するアンケート調査では、年代が低くなるにつれて、朝食の摂取、運動習慣の確立等、健康に良いとされている生活習慣行動を実施している人の割合が、低い傾向になっています。
- 生活習慣病を死因とする人の割合は本市においても非常に大きくなっており、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患の順に多くなっています。生活習慣も栄養・食生活、運動、喫煙・飲酒等の様々なものがあり、それらが一つまたは複数絡み合って健康に影響を及ぼしています。生活習慣病を予防するためには、それぞれの人の実態にあった方法で、生活習慣を見直し、改善することが大切であるとともに、健康寿命を伸ばすためには、病気の早期発見、重症化予防が重要な課題です。
- 現在、本市では食育ボランティア、健康ボランティア等のボランティア団体や、地域で健康づくり活動を行う健康推進員を養成および支援しています。健康を支え守るためには、市民一人ひとりが主体的に、また各種団体、事業所等の多様な主体が自発的に健康づくりに取り組むことが重要です。引き続き人材の養成や活動支援を実施することで、社会で支える健康づくりを推進していく必要があります。
- 本市は、「食育」という観点から市民が心とからだを育み環境にやさしい暮らしをするための事業を実施しています。食育に関心がある市民の割合は69.7%ですが、実践している市民は47.5%に留まっています。関心があるだけでなく実践する市民を増やす必要があります。
- 20歳代から50歳代に十分な睡眠が取れていない人が多く、「十分な睡眠が取れないこと」と「ストレスを感じること」には相関関係があることが、市民アンケート調査の結果からわかっています。また、ゆったりした気分で子どもと過ごせる時間のない母親が減少はしているものの、未だ1.5割程度おり、こころの健康づくりにも取り組んでいく必要があります。





市民一人ひとりが心身の健康状態に気を配り、食生活や運動等について適切な習慣を身につけ、いつまでも社会参加しながら、健康で生きがいを持って生活しています。

## 施策の内容

### 1 生活習慣改善の支援

- 健康や健康づくりに対する意識を高め、市民が正しい生活習慣を身につけることができるよう、食生活や運動習慣、口腔衛生など、生活習慣改善のための健康教育や保健指導を実施し、知識の普及啓発を図ります。

### 2 疾病の発症及び重症化予防対策の充実

- 疾病の早期発見および重症化予防のために各種健診（特定健康診査、各種がん検診、歯科健診、ドック健診、18～39歳健診等）を実施するとともに、年代別など受診行動の特徴にあわせて受診しやすい実施方法を検討、実施し、受診率の向上を図ります。
- 必要がある人に対して健康教育や保健指導（特定保健指導を含む）が行き届くように、健診後のフォロー体制を充実します。

### 3 社会で支える健康づくりの推進

- 地域活動の情報が市民全員に行きわたり、誰もが健康づくり活動に参加できるような仕組みづくりを推進します。
- 市民向けの健康づくり教室などを開催し、地域の健康づくり活動の担い手になる人材の育成、活動支援を行います。

### 4 食育の推進

- 市民が食育に関心を持ち、実践できるように、家庭、地域・団体、行政が連携し、食育講座などの機会を充実し、食育に関する意識啓発・知識普及を図ります。

### 5 こころの健康づくりの推進

- 自分や周りの人のこころの不調に気づくことができるよう、こころの病気の特徴や対応方法等の知識を普及啓発します。
- ワークライフ・バランスという概念を、市民、団体、事業所などに対して普及啓発します。また、悩みや不安について相談しやすい相談窓口づくりを推進します。
- 母親の育児不安を軽減させるため、訪問事業や相談体制を充実します。

関連する 個別計画等	第2次健康知立ともだち21計画	（2015年度～2024年度）
	第2次知立市食育推進計画	（2015年度～2024年度）
	第2期知立市子ども・子育て支援事業計画	（2020年度～2024年度）
	知立市こころ応援計画	（2019年度～2024年度）



## 第1章

人と環境にやさしく、  
健康で安心して暮らせる  
まちづくり

## 第4節 環境にやさしいまちづくり

## 節の構成

## 施策 1 循環型社会・エコライフ

- 1 省エネルギー、省資源の促進
- 2 再生可能エネルギーの活用促進
- 3 ごみ分別収集、減量化の推進
- 4 ごみの再資源化、リサイクルの推進

## 施策 2 環境保全・公害防止

- 1 自然環境や生態系の保全
- 2 自然と親しむ場や機会の創出
- 3 不法投棄の防止
- 4 公害・環境汚染の防止



## 協働の取組方針

- ▼行政が目標や取組の方法を示しつつ、家庭・地域・学校・事業所等の各主体が、それぞれの責任において努力することにより、本市の環境の保全・向上をめざします。
- ▼家庭・地域・学校・事業所等によるごみ減量、省エネルギー、美化活動等について、取組の持続性を高めるため、本市の環境状況の周知、優良な取組に対する支援や事例情報の共有等をめざします。

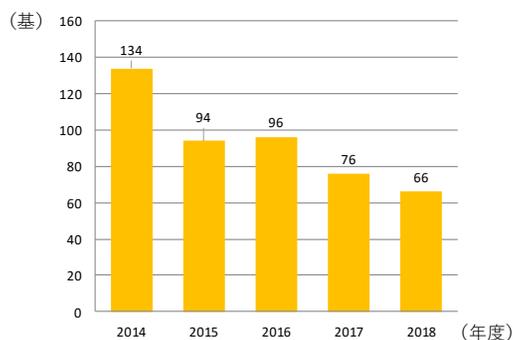
第4節 環境にやさしいまちづくり

1 循環型社会・エコライフ

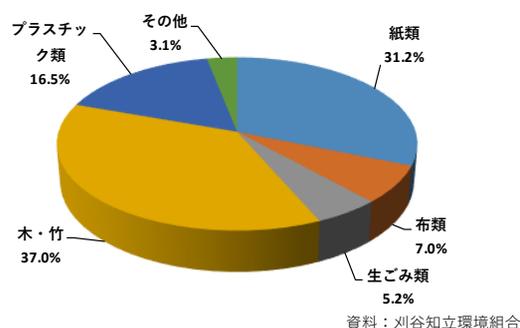
現状と課題

- 私たちの未来を守るために、持続可能な社会への転換が求められています。とりわけ二酸化炭素の大量排出に起因する地球温暖化は、地球規模で取り組まなくてはならない問題です。2016年度における本市の二酸化炭素排出量は、384千t-CO<sub>2</sub>ありました。2018年度に策定した削減計画に基づき、2027年度までの目標である2013年度比19%の削減を市民、事業者、行政がそれぞれの立場で取り組む必要があります。
- 2019年度現在、本市では住宅用地球温暖化対策設備の設置に対して補助金を交付し再生可能エネルギーの活用を促進しています。今後も市内に再生可能エネルギーや高効率エネルギーの導入を更に進める必要があります。
- 家庭では、省エネルギーに対する意識がある程度高まっていますが、エコマーク商品の購入や3R（リユース・リデュース・リサイクル）等の普及により、家庭での省エネ行動をさらに促進する必要があります。
- 事業者に対しては、2013年度から2014年度の2年間、刈谷市と合同で環境マネジメントシステム「エコアクション21」導入の啓発と認証取得費用の補助を実施しましたが、実施事業者は数社に止まっています。今後も、多くの事業者への取組の普及・促進が必要となっています。
- 家庭から出るごみは、省資源や循環型社会形成の観点から、減量、再資源化が不可欠となっています。2019年度現在、家庭ごみは25種類に分別回収しています。古紙類や古布、プラスチック製容器包装ごみなどを分別して資源ごみとして出せば資源化されますが、焼却場へ持ち込まれているごみを調べると、資源化できるものが多く含まれており、可燃ごみの組成率はプラスチック類が16.5%、紙類が31.2%となっています。これらを分別してリサイクルにまわせば可燃ごみは大幅に減少し、回収・焼却にかかる費用も削減されます。循環型社会を築くためには、市民一人ひとりがごみの減量に対する意識を高めていく必要があるため、地域と協力しながらごみの分別の徹底を進めていくことが課題となっています。

住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金のうち、太陽光発電システムに係る補助金の件数の推移



可燃ごみの組成率（2018年度）





環境と健康にやさしい生活様式が定着し、環境保全に高い関心を持つ市民が増えています。市役所・市民・事業者が協力して省エネルギー、ごみの分別・減量に関する活動に積極的に取り組んでいます。

## 施策の内容

### 1 省エネルギー、省資源の促進

- エコドライブ、適度な冷暖房の温度調整、エコマーク商品や省エネ機器の購入等、多くの市民の省エネ行動を促進します。
- 多くの事業者がエコアクション 21 を取得して省エネルギーに取り組むよう啓発を進めます。
- 家庭や事業者において、市内の緑化を推進し、環境負荷低減に資する製品・サービスの調達を推進し、資源の有効活用や自然が持つ力を活かした暮らしへの移行を促進します。

### 2 再生可能エネルギーの活用促進

- 公共施設等において太陽光発電設備等の設置を推進するとともに、家庭や事業者における太陽光発電設備及び太陽熱利用システム等の設置を促進することにより、本市における再生可能エネルギーの活用普及を図ります。

### 3 ごみの分別収集、減量化の推進

- 資源となる家庭ごみの分別を促進するために、わかりやすい分別マニュアルの作成、広報やホームページによる情報発信、分別についての出前講座の開催を積極的に行い、環境に配慮した資源の循環を進めます。
- レジ袋削減のためのマイバッグ運動推進とともに、「無駄なものを買わない・もらわない」という意識や行動を行政・市民・事業者が共有して実践することにより、家庭や事業者から出るごみの減量を図ります。

### 4 ごみの再資源化、リサイクルの推進

- 地域のごみ集積所を通じて回収されるビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装ごみ等について、適正なりサイクルルートに乗せ再利用、再資源化を推進します。
- 家庭における生ごみ処理機器の設置補助、食用廃油の回収を行い、生ごみや食用廃油の再資源化を促進します。
- リユースマーケットの開催、リサイクル情報の発信等を通じて、まだ使える家庭の不用品の再利用を促進します。

関連する 個別計画等	知立市環境基本計画	.....	(2018年度～2027年度)
	知立市環境保全行動計画(知立市エコプラン)	.....	(2016年度～2020年度)
	知立市一般廃棄物処理基本計画	.....	(2017年度～2026年度)

第4節 環境にやさしいまちづくり

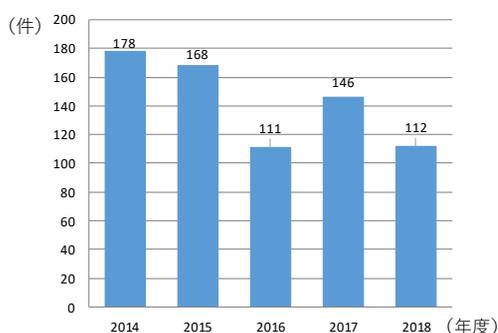
施策

# 2 環境保全・公害防止

## 現状と課題

- 本市にはまとまった山林等はありませんが、神社仏閣周辺の緑地、農地の緑、河川の水辺などの自然環境があり、これらを保全することが求められています。
- 生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるおそれのある外来生物は特定外来生物に指定されており、飼養・栽培・保管・運搬・販売・輸入などが規制されています。本市においても最近ではアライグマやヌートリア等による農作物の被害や、オオキンケイギク等の外来植物も確認されています。
- 環境に対する理解を深めるため、学校での環境に関する学習や、各種団体への出前講座を実施しています。今後は、学習内容を更に充実させ、様々な世代を対象に広げていくことが課題となっています。
- 市民や事業者が、自主的に環境学習や環境保全活動に取り組めるように、これらの活動を支援するとともに、環境施策における協働の取組を推進することが必要となっています。
- 住民の健康を守り生活環境の保全を図るため、市内の主要な事業者と公害防止協定を締結しており、協定に基づき定期的な点検と報告を受けていますが、今後も業種に関わらず多くの事業者が自主的に公害の未然防止に取り組む必要があります。
- 幹線道路を中心とした騒音や振動についても、常時監視等の必要な措置を講じながら、生活環境を保全する必要があります。
- 不法投棄については、一時的に大量発生した家電四品目の不法投棄は減ってきましたが、コンビニ袋に入ったポイ捨てごみから、引越し等が出るような家具等の不法投棄は後を絶ちません。悪質な事案については、警察へ通報を行い検挙につなげたことや、監視カメラを導入したことにより一定の抑止効果が出ていますが、今後も不法投棄の防止対策を充実させる必要があります。
- モラルの問題でもあるごみのポイ捨てやペットの糞の放置も、まちの美化に影響を及ぼしています。糞の放置に対しては「イエローカード作戦」と題して地域と協力した取組を行っていますが、啓発を中心として今後も対応を強化する必要があります。

不法投棄件数の推移



## 施策がめざす 将来の姿

学校、職場、家庭等を通じて環境学習や環境活動に取り組むことにより、持続可能な社会づくりに対する市民や事業者の意識が高くなっています。市民や事業者が地域の清掃活動に参加し、一人ひとりのマナー向上により、ごみのポイ捨てや不法投棄のない、きれいなまちになっています。

## 施策の内容

### 1 自然環境や生態系の保全

- 本市の自然環境は農地や神社仏閣周辺の緑地、河川の水辺を中心に存在することから、農業振興、歴史資源保全、河川管理等の施策と連携しながら自然環境、生態系の保全を図ります。
- 外来生物による生態系や農業等への被害を防止するため、「外来生物を入れない・捨てない・拡げない」の原則を市民や事業者に普及します。

### 2 自然と親しむ場や機会の創出

- 川や水辺の自然環境や河川浄化への市民の関心を高めるため、水生生物調査を行います。また、他機関と連携して様々な世代が自然に親しむ機会を設けます。
- 地域の歴史文化や農業、自然などを体験・学習する講座・教室の開催等、自然環境学習に関する事業の実施を促進します。

### 3 不法投棄の防止

- 不法投棄防止看板の設置、広報やホームページへの掲載等を通じて不法投棄防止の啓発活動を推進するとともに、地域と協力した監視パトロール活動、不法投棄防止監視カメラの活用、通報体制の整備等により、不法投棄監視体制の充実を図ります。
- 不法投棄やポイ捨てがしやすい場所を減少させるため、地域の清掃活動や空き地の適正管理等を促進し、ごみのないきれいな地域づくりを図ります。

### 4 公害・環境汚染の防止

- 市民の生活環境の保全のため、大気、水質等市内各所において定期的な環境測定を実施し、法令に基づく環境基準等に抵触する場合は、関係機関と協議しながら必要な措置を講じます。
- 事業者との公害防止協定の締結を広げていくとともに、締結事業者から定期的に提出される報告書に基づき助言や指導を行い、公害発生の未然防止を図ります。
- 事業者による自主的な環境保全及び創造の取組を促すとともに、市が実施する環境施策への協力を求めます。